

第7回（平成26年度第3回）

札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成26年9月25日（木）午後1時30分開会
場 所：札幌市教育文化会館 3階 研修室301

1. 開 会

○事務局（有塚子ども企画課長） それでは、定刻となりましたので、第7回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の委員出欠状況と会議資料について確認をさせていただきます。

本日の出欠ですが、大久保委員、末岡委員、坪谷委員、平野直己委員、前田委員、渡辺委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、参加委員数は19名となります。

次に、会議資料の確認です。

お手元の次第に記載されているとおり、資料1として（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画について、資料2として札幌市就学前・就学後児童数推計（再推計版）、資料3として平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（修正版）、資料4として既存教育・保育施設に係るみなし確認（利用定員の設定）（案）について、資料5として教育標準時間認定を受けた（1号認定子ども）の利用負担額（幼稚園保育料）案の公表について、資料6として保育の必要な事由ごとの保育必要量区分についてをお配りしております。

なお、資料1につきましては、事前に郵送等で送付させていただきましたものに軽微な誤りがございましたので、修正版を机上に置かせていただいております。

資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここからの進行を金子会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2. 議 事

○金子会長 皆さん、こんにちは。

数日前ですが、神戸で小さい子どもの事件がまたありまして、子ども・子育て会議の重要性がますます大きく位置づけられるのではないかと考えております。地域が大事だということが当然ですけれども、具体的に地域の中で子ども・子育て支援をどうするかということのを改めて考えたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事の1番目の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量に対して確保する供給量の内容及び時期についてでございますが、ご提案が若干あります。

まず、全体として、議事次第2の既存教育・保育施設に係るみなし確認の利用定員の設定案につきましては、平成25年12月13日開催の第2回札幌市子ども・子育て会議において、品川委員を部会長とする認可・確認部会の意見を会議全体の意見として取り扱うことが決定されているため、今回の会議は、その決定に基づきまして、認可・確認部会との合同開催という形で位置づけております。

しかしながら、今回、事務局から提示された利用定員の設定案は、ただいま申し上げました審議事項1の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量に対して確保する供給量の内容及び時期についての内容と密接な関係にあることや、本日は、認可・確認部会の委員以外の委員の皆様にもお集まりいただいておりますので、審議事項2についても、今回の会議に限っては、認可確認部会としてではなくて、会議全体で審議をしたいという方針で臨みたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子会長 どうもありがとうございます。

それでは、今回の会議におきまして、審議事項1及び2については、一括して会議全体で審議を行います。

まず、1について事務局からのご説明をお願いいたします。

○事務局（竹村新制度担当課長） それでは、審議事項（1）及び（2）につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

私は、新制度担当課長の竹村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、私から、審議事項（1）の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量に対して確保する供給量の内容及び時期についてご説明いたします。

まず、資料1の1ページをごらんください。

こちらでは、この計画の概要をご説明しております。

この計画の概要につきましては、今年5月の子ども・子育て会議におきましても一度ご説明をさせていただいておりますので、簡潔にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、計画の位置づけでございます。

この計画は、子ども・子育て支援法に基づきまして、平成27年度から31年度までの5年間を事業計画といたしまして、教育・保育提供区域ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業につきまして、ニーズ量と供給量を記載した需給計画となっております。

1項目めの教育・保育提供区域でございます。

こちらにつきましては、札幌市では、子育て短期支援事業及び妊婦健診を除きまして、行政区として設定してございます。

次のニーズ量でございますが、こちらは、保育サービスがどれだけ必要とされているかの見込み量でございます。人口推計とアンケート調査に基づきまして、国の手引を使って算出しております。

次の供給量でございますが、こちらは、保育サービスが施設や事業者などによってどれだけ供給できるかの見込み量でございます。こちらにつきましては、ことし7月に幼稚園や保育所などの設置者を対象とした意向調査を実施しており、その意向調査の結果に基づきまして算出してございます。

次の教育・保育でございます。

こちらは、まず、幼稚園や保育所、小規模保育園、保育ママなど、保育サービスでございまして、満3歳以上で保育利用のない1号認定、満3歳以上で、保育利用はありますが、幼稚園の利用の希望が強い2号認定が現在の幼稚園のニーズになります。それから、満3歳以上で保育の利用があり、保育所を希望される2号認定、さらに、満3歳未満の3号認定が現在の保育所のニーズになります。

その下の地域子ども・子育て支援事業につきましては、ここにございますように、13事業が挙げられております。

続きまして、資料の2ページをごらんください。

まず、上の供給量確保に関する基本方針でございます。

目標年度でございます。

教育・保育につきましては、国の待機児童解消加速化プランが平成29年度末までに待機児童を解消するとしておりますことから、平成30年4月1日までにニーズ量に対して必要な供給量を確保するとしております。

また、地域子ども・子育て支援事業につきましては、計画期間の最終年度でございます平成31年4月1日までに、ニーズ量に対して必要な供給量を確保するとしております。

次に、既存施設の活用から新規整備の抑制までにつきましては、6月に行われました札幌市子ども・子育て会議におきまして、既にご了承いただいております。

改めて簡単に申し上げたいと思います。

まず、今後、就学前の子どもの減少に伴いますニーズ量の減少を踏まえまして、可能な限り既存施設を活用して供給量を確保するとしてございます。

教育・保育提供区域につきましては、行政区として設定いたしましたが、行政区ごとに需給バランスが異なりますことから、供給量がニーズ量を上回っている区の供給量、つまり、余剰の供給量をニーズ量が上回っている、つまり、供給が不足している隣接する区に充当します。

区間調整を行いまして、それでもなお、必要な供給量が確保できないという場合には、新たに施設を整備いたしまして、供給量を確保するとしたものでございます。

次に、就学前・就学後児童数の再推計とニーズ量の変更についてご説明をいたします。

まず、ニーズ量の算出の基礎となります就学前児童数につきまして、再推計を行ってございます。

その理由でございますが、表の下の一つ目の米印のところをごらんいただきたいと思います。

前回、5月の札幌市子ども・子育て会議におきましてご説明した際の推計のもととなっておりますことし4月1日の人口推計と実際の数値に差異があったため、改めて再推計をしたものでございます。

具体的に申し上げますと、人口推計では、8万6,668人と推計しておりましたところ、実際には8万7,542人ということで、870人程度ではございますが、多かった

というところから改めて推計をし直したものでございます。

また、二つ目の米印でございますが、推計方法の見直しを行っております。前は、過去10年間の人口変化率をもとに推計しておりましたが、今回は、直近の動向を反映させるといたしまして、過去3年分の人口変化率をもとに推計をしております。その結果、人口減少が緩やかなものになってございます。

具体的には、この表をごらんいただきたいと思っております。

5月の会議でお示しいたしました推計児童数では、平成27年度で8万5,531人でしたが、再推計後の児童数は8万7,207人と児童の数が約1,670人ふえております。

また、児童数の減少につきましても、5月にお示しした際には、毎年度、平均で約1,500人ずつ減少していく推計となっておりますが、再推計後は約900人ずつ減少していく推計となっております。

なお、改めて推計をしましても、平成27年度をピークに就学前児童数が減少を続ける結果に変わりはありません。したがって、ニーズ量につきましても、平成27年度をピークとして減少を続ける傾向に変わりはないということになります。

全市と各区の状況につきましては、資料2にございますので、後ほど参考までにごらんいただければと考えております。

次に、この表の上の記載部分です。

少し細かい部分で恐縮でございますが、上から4行目に記載しております6月9日に開催しました子ども・子育て会議におきましてご報告をさせていただいております。

3号認定のうち、ゼロ歳児の保育のニーズ量につきまして、育児休業の取得状況を考慮した算定方法が国から示されましたことから、これに基づきまして、ゼロ歳児の保育ニーズの量につきましても再算定を行っております。

この結果につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと考えております。

引き続き、ただいまご説明をいたしました供給量確保に関する基本方針に基づいて算定いたしました供給量を踏まえた本市の需給計画におきます目標達成状況についてご説明をさせていただきます。

資料の3ページをごらんください。

市内全体の平成27年度のニーズ量と平成27年度の時点における供給量を比較しまして、ニーズ量のほうが大きい、つまり、市民ニーズに応えられない見込みである事業が網かけのものとなっております。

まず、表の左側の教育・保育とある部分でございます。

こちらにつきましては、幼稚園、保育園のニーズに関してでございますが、保育園のニーズのうち、1・2歳児保育の必要ありという部分だけが網かけになってございます。

つまり、平成27年度時点で、1・2歳の保育所などが足りていないことになります。したがって、保育所などをふやすことによりまして供給量をふやす必要があるという

こととなります。

供給量をふやした結果、市民ニーズに応えられるだけの供給量を確保できますのは、中ほどの欄に記載がございます平成30年度の見込みでございます。

具体的にどのように必要な供給量を確保していくかにつきましては、後ほど、別紙2に基づきましてご説明をさせていただきます。

以下、網かけの事業につきまして、順に簡潔にご説明をさせていただきます。

まず、利用者支援に関する事業でございます。

こちらにつきましては、平成31年度に新たに設置を予定しております公立の施設におきまして、新たに利用者支援事業を実施いたしますことで、平成31年度時点で必要な供給量を確保できる見込みとなっております。

間があきまして、一時預かり事業でございます。このうち、幼稚園における在園児を対象とするものについてでございます。

こちらにつきましては、現在、一時預かり事業はほぼ全ての幼稚園で実施をいただいております。その事業の実施日数の拡大や利用定員の拡大ということによりまして、平成31年度までに供給量を確保するとしてございます。

その下の一時預かり事業のうち、幼稚園におきます在園児を対象とするもの以外、つまり、保育所などで実施されているものなどにつきましては、一時預かり事業を実施する園をふやしますとともに、子育て援助活動を支援事業として実施している札幌市こども緊急サポートネットワーク事業などの提供会員数をふやすことによりまして、平成28年度までに供給量をふやすこととしております。

その下の病児保育事業などにつきましては、札幌市こども緊急サポートネットワーク事業の提供会員数をふやすことによりまして、平成30年度までに供給量を確保することとしてございます。

その下の子育て援助活動支援事業のうち、小学校就学児童が利用するものにつきましては、さっぽろ子育てサポートセンターの提供会員数をふやすことによりまして、平成29年度までに供給量を確保することとしてございます。

なお、必要な供給量を確保できているために、ただいまご説明の対象とはいたしませんでした放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブにつきましては、ニーズ量の算定方法と供給量の確保に関する基本方針を一部変更しておりますことから、後ほど別紙3に基づきましてご説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、別紙の詳細につきまして、順にご説明をさせていただきます。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 待機児童対策担当課長の渡辺でございます。

資料1の別紙1、A3判の別紙2につきまして、私からご説明をさせていただきます。

まず、別紙1のゼロ歳児保育の量の見込みの修正についてです。

先ほどお話がございましたが、これについてご報告をさせていただきます。

これは、前回の会議で触れさせていただいたものでございまして、資料上段の囲みにあ

りますとおり、本年6月に、国から、ゼロ歳児の量の見込みについては、育児休業制度があるにもかかわらず、1歳から2歳児と余り変わらない水準になります。

これは、育児休業の取得状況が必ずしも反映されていない数字となることなどによるもので、国において、より実態に近い量の見込みを算出する方法を検討するといった指摘がございました。

その後、7月に国からニーズの実態に近いと考えられる算定方法が示されまして、札幌市においてもこれに基づきまして再算定を行ったものでございます。

結果といたしまして、就学前児童数の再推計結果とあわせて再度算定したゼロ歳児保育の量の見込みは資料の一番下の囲みでございますとおり、当初、全市合計で5,763人であったものが3,300人ほど減りまして、2,420人となっております。

以上が別紙1でございます。

続きまして、資料1の別紙2でございます。

教育・保育のニーズ量に対して確保する供給量の内容、時期についてご説明をいたします。

初めに、資料の訂正についてご説明いたします。

左上にゼロから2歳のニーズ量が不足云々という囲みがございますが、最後の一部の文字が消えております。正しくはゼロから2歳のニーズ量が不足、供給量確保が必要となっております。大変申しわけございません。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

ここでは、教育・保育のニーズ量に対して具体的にどのように供給量を確保していくか、また、その時期についてポイントを絞ってご説明をいたします。

資料の上段に矢印が右に向かって並んでございます。この流れが具体的な供給量確保の順番となります。

まず、一番左側にゼロから2歳のニーズ量が不足という囲みがございます。

その下の表で、目標年次であります平成30年4月時点で見込まれる供給不足分が記載されております。

この下の表の不足分の欄でマイナス3,232人とありますが、この不足分を平成30年4月までにどのように埋めていくかということが順を追って右に記載されております。

先ほどご説明いたしました供給量確保に関する基本方針に基づきまして、まずは、既存施設の活用を最大限に行います。手法といたしまして、表にございますとおり、入所実績に応じた定員の拡大や認定こども園への移行などがございます。

次に、これも基本方針に基づき区間調整を行いまして、供給量が余っている行政区から不足している行政区へ、もちろん、あくまでも隣接区に限りますが、供給量を充当してまいります。

ここまでの結果が右の目標年度である平成30年度時点での需給バランスの表になってございまして、区間調整まで行ってもなお不足する部分は、3号の1・2歳の欄です。太

線で囲まれておりますが、中央区で225人、豊平区で5人、手稲区で197人が不足するといった結果になってございます。

以上、三つの区で不足する分については、一番右の囲みにありますとおり、新規事業を整備することにより供給量を確保いたします。

具体的には、中央区で小規模保育事業A型が12件、豊平区で家庭的保育事業が1件、手稲区で小規模A型が11件となります。

なお、全て地域型保育事業で整備するという理由は、3号認定のみが不足しているためでございます。前々回の会議でお示した供給量が不足した場合における対応基本方針に沿ったものでございます。

以上、申し上げた手順を具体的な数値としてお示したのがこの下の大きな表です。

この表の下から2段目に②-①、過不足という欄がございます。平成27年度で3号の1・2歳児がマイナス1,072人とあります。この表に曲がった矢印が記載されておりまして、その下に示されている囲みにある新規の認可を順次行ってまいります。

例えば、平成27年度から28年度では認定こども園21件、認可保育所3件などといったものを新規に認可していくということでございます。矢印を追っていきますと、平成30年度ではプラス122となっていることがわかります。

以上によりまして、平成30年度において需給バランスがプラスに転じることになりまして、目標を達成するということになってございます。

なお、この表は全市の合計でございます。

実際には、行政区ごとに、今ご説明した手順により供給量を確保していくということを行っております。その具体的な内容は資料3ですが、こちらは後ほどご参考にご確認いただければと思います。

また、供給量の確保に当たって、今年度、新たに認可するものについて、見込みを含めて計上もしてございます。

具体的には、表の下の一側（参考）とある囲みでございます。

新制度を見据えた認可外保育施設の認可施設等への移行といった事業者の移行を可能な限り尊重したほか、待機児童対策による認可保育所の新規整備なども見込み、新規認可がかなりの規模になるというふうに思われます。

以上で別紙2の説明を終わります。

○事務局（有塚子ども企画課長） 続きまして、私から、資料1の別紙3に基づきましてご説明をさせていただきます。

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブに関するニーズ量及び供給量の算出方法につきまして、一部変更いたしましたことから、このことにつきましてご説明をさせていただきます。

別紙3をごらんいただきたいと思います。

まず、ニーズ量の算出方法につきましては、さきに説明いたしておりますけれども、1

年生につきましては、国の手引によりまして、推計児童数に放課後児童クラブの利用移行率を掛けて算出しております。

2年生から6年生につきましては、札幌市独自の手法といたしまして、現在の1年生から5年生がそのまま次の学年に進んでいき、そのまま当事者となるということで、現状の放課後児童クラブの登録数をベースに過去の学年進行によります通減率を掛けて算出しているところでございます。

この考え方自体に変更はございませんけれども、統計値につきましては、これまでは平成25年度までの数字をベースに算出していたところでございますが、このたび、今年度の新しい統計値がまとまりましたので、それに基づきデータを置きかえております。

その結果といたしまして、平成27年度のニーズ量で約700人の増となりまして、ニーズ量のピークでございます平成30年度では約900人増の1万4,757人となったところでございます。

あわせて、供給量の算出につきましても、前回までは児童会館、ミニ児童会館での児童クラブの受け入れを基本としてお示していたところでございますが、民間の活力を利用していくことも盛り込んでいただきたいといったご意見や、民間児童育成会が多様なニーズの受け皿として現に供給の受け入れを達していることから、利用実績ベースを見込みの中に追加しているという変更をさせていただきました。

こういった変更点なども踏まえまして、放課後児童クラブのニーズ量に対して確保いたします供給量の内容及び時期につきまして整備いたしましたところ、平成27年度時点で必要な供給量については確保できる見込みとなっております。

しかしながら、年々ニーズ量がふえていくことが見込まれる中、北区や東区では供給量が不足するような推計となります。そういうことで、児童会館とかミニ児童会館がまだない小学校区があるという状況もございます。隣の学区にある児童会館まで通っているというような現状がございますけれども、こうした地域においては、新たな児童クラブの開設等によりまして、供給をさせてまいりたいと考えているところでございます。

今後、学校の建てかえ等もございますので、そういったところにあわせて、児童会館等についても建てかえ等も順次予定してございますので、こうした機会などを通じまして、十分な供給量を確保できる施設整備に努めていきたいと考えてございます。

また、このほかにも、学校と併設した児童会館やミニ児童会館におきましては、学校運営に支障のない範囲で、学校のご理解とご協力も得ながら、放課後にあいている教室などを積極的に活用してまいりたいと考えているところでございます。

別紙3の説明は以上でございます。

○事務局（竹村新制度担当課長） 以上で、議事（1）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量に対して確保する供給量の内容及び時期についてのご説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議事（2）既存教育・保育施設に係るみなし確認、利用定員の設定案

につきましてご説明を差し上げます。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 資料4につきまして、私、渡辺からご説明をいたします。

新制度では、子ども・子育て支援法の規定によりまして、施設型給付の支給対象となるためには、確認を受け、利用定員を設定する必要があります。ただし、新制度施行の際、現に存する保育所、幼稚園、認定こども園等については、別段の申し出があった場合を除き、確認があったものと見なすとされてございます。

いわゆるみなし確認の対象となる既存の施設におかれましては、来年4月からの園児募集が間もなく始まりますことから、今、この時期に利用定員を設定しなければなりません。

そこで、前回の会議でもご説明をいたしました、本年7月に既存の事業者様に対して意向調査を行い、利用定員のご希望をお伺いしたところでございます。

また、幼稚園、認定こども園に対しては、9月にも意向調査を行い、別段の申し出の有無について最終のご意向を伺いました。

その結果が資料4のとおりでございまして、1枚目の裏表が保育所、2枚目の表が施設型給付へ移行する幼稚園、その裏が認定こども園となっております。

利用定員の設定に当たりましては、前回の会議でもご説明したとおり、原則としては直近3カ年、各年4月1日時点の利用実績の平均に基づき設定させていただきようお願ひし、定員の増について干渉することなどについてご了承をいただいたところでございます。

前回の会議でもご議論をいただきましたが、利用定員は園の経営に大きな影響を与えますことから、設定に当たりましては、当局の職員が一つ一つ各園のご事情を伺い、各園のご意向を尊重し、相談を重ねながら慎重に決めていただきました。

それぞれの園についてのここでの説明は省きますが、本日、本案をご承認いただきましたら、各園での園児募集が迫っていますことから、今月中に各園に内示をしたいと考えてございます。

なお、本案については、本日、ご欠席をされております一般社団法人札幌市私立保育園連盟会長の坪谷委員、そして、一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会会長の前田委員に事務局から事前にご説明をし、ご了承をいただいていることを申し添えます。

私からの説明は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

膨大な資料で、三つばかりのご説明だったと思います。

一つはニーズ量の計算の仕方を変えましたということと、同じく、供給量の内容の計算の仕方が変わったということと、ただいまのみなし確認の問題でございます。

議事（1）と（2）をあわせてご意見、ご質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○平野（博）委員 委員の平野です。

大分前のアンケートをとったときに、例えば、児童会館における、いわゆる児童クラブ

の専用面積をどういうふうに扱うのかということを確認して、それは放課後児童健全育成事業の中でご議論しましょうというお答えがあったものですから、ここで質問させていただきたいと思っております。

児童会館の歴史をひもときますと、もともとは教育委員会にあり、一般来館児童をメインに、鍵っ子対策ということで、留守家庭対策をやってきたという経緯があります。今の施設はどうなっているかわかりませんが、当時の施設で言いますと、おおむね四、五十平米のクラブ専用室というものがあつて、そこで留守家庭の子どもたちを一般的に指導するとか、一緒に遊ぶとか、児童クラブのあるところには専任の指導員を置くというようなスタイルでやってきた歴史があります。それがいつ、どのように変わっているのかということもわかりませんが、そんな状態の中で、ミニ児童会館などができて、128平米のうちの96平米が子どもたちのスペースという位置づけの中でそういう会館の運営が行われております。

今回、1人当たり1.65平米という面積基準が新たに出てきたときに、その辺をどういうふうに考慮してやっていくのかということで、いわゆる量の見込みとスペースが合致しているのかという話をやってみますと、とんでもない数字が出てくるのだろうと思っています。それなのに、今の状態は、多少は狭いところがあるかもしれませんが、おおむね満たされているのだというような認識でやられてしまいますと、とんでもない話になるのだろうと思っています。ミニ児童会館で100人を超えるところが何カ所もあります。そこだと、登録児童数が100人いれば165平米が必要だという数字になりますし、なおかつ、一般来館児童も来るという状況でありますから、こういう書きっぷりはいかがなものかというふうに私は感じています。

もう一つ、逓減率の関係で、去年も調査したのだけれども、こういうふうに下がってきたのをそれでいいのかという議論をしないと、結局、4年、5年、6年になったときに5割ぐらいになってしまうから、それでいいのだというのではなくて、そこを8割、9割にしていこうとどのような施策を持ってやるのかということがこの会議で議論する形だと思っております。そういうことを来やすくするということが必要なんでしょうね。

先ほど、会長から神戸の話が出ていましたが、札幌市内でもいろいろなところで不審者が出てくる恐ろしい状態の中で、子どもの行き場をきちんと確保するというのをやらないと、単純に、今までのようにクラブの人数がどんどん減るからそれでよしとするということはまずいのではないかと思います。その辺のご議論をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○金子会長 資料1の別紙3についてのご質問とご意見でございましたので、児童会館とミニ児童会館の現状について少しお話をいただきたいと思ひます。その後、逓減率についてどういうふうに判断するかということについて、もう少しご意見を頂戴したいと思ひます。

○事務局（有塚子ども企画課長） 児童会館、ミニ児童会館の状況でございます。

今、お話がございましたように、近年、登録児童がふえているということがございます。数でいきますと100名を超えるような登録が出ているような児童会館やミニ児童会館が出てきている状況にございまして、大規模化とか過密化といった個別の問題がございます。

そういう中で、今回、1.65平米という1人当たりの面積を確保するということで基準を設けるわけにございますけれども、この供給量につきましては、面積を1.65で割った数を基本として計算しており、そういった計算の中ではニーズ量を満たすという数字になってございますが、これとは別に、地域によって過密化などの問題が個別にあるということは私どもも認識しております。ですから、ニーズ量、供給量の数字とは別に、個別の状態で見たときに、小学生のお子さんというのは、小学校区の中で歩いていくという行動になりますので、その中でその問題点を解決していかなくてはならないと考えております。例えば、ミニ児童会館につきましては、基本的に2教室分ということで、128平米という活動スペースになります。

こちらにつきましては、学校の協力を得ながら、多目的室とか学校諸室といったところを放課後について児童会館に来ている児童が使えるような形でご協力をお願いすることで、128平米の中だけではなくて、学校の中の諸室を使わせていただきながら活動していくことで、そういった問題を解決していきたいと考えているところでございます。

それから、学年の通減率のお話でございます。

こちらは、順次、学年を拡大して、今、6年生までということで受け入れているところでございますけれども、やはり、こういったところについては、現実に今、6年生まで受け入れて何年かたっている状況の中で、そういった実績については、我々もそこを踏まえていきたいと考えております。

ただ、ここの部分は、あくまでも今の段階での通減率でございます。こちら辺の部分については、今後5年間の計画の中でどう動いていくかということがございますので、そこを見ながら、数字などはかなり変化してくるということがあれば、またこの中でこちら辺について見直し等を図っていききたいと考えております。

○平野（博）委員　スペースの問題で個別に対応せざるを得ないというのは、もちろんそのとおりです。例えば、児童会館が500平米未満はどういう基準なのかということはお話ししませんけれども、そういった状況の中で、地域の実態と全く合っていない、ただ500平米未満ということですとつくってきたわけです。これは、教育委員会時代からずっとそういう状態であったのです。確かに、非常にすいている児童会館もあります。ですから、そういう統計をきちんととりながら、その地域の児童数を10年、20年、どこまでの幅で見られるのかということも含めてきちんとやっていかなければいけないと思います。児童会館の建てかえで、また500平米未満ということになってしまうと、また同じことなので、下手したら1,000平米必要だという地域も出てくると思っております。きちんとやっていかないと大変なことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう一つの児童数の逡減というのは、結局、狭いところに押し込められていて、ミニ児で100人もいたら、128平米ではなくて96平米ですからね。96平米で廊下とか特別教室を使ってやる、そういうところに子どもが6年間もいるということを考えていること自体が間違いで、ここをどういうふうにするのかということが今求められている話だと思います。4年生、5年生、6年生が鍵っ子になっていいのか。確かに、中には自立心の高い子どももいると思いますが、あそこにもおもしろくないというのが現実だと思います。

また、学校に期待をするというのは、教育委員会が来ているのかどうか分かりませんが、例えば、体育館を使いますとかグラウンドを使いますといっても、週に1回使えるか使えないかのレベルだと思います。例えば、学校開放とかクラブやスポーツ少年団などをやるわけですからね。そういうことも含めて、例えば、図書室を隣につくってもらうとか、ランチルームを隣につくってもらうとか、そういったことをやった上で初めてそういうことが言えるのだらうと思っています。その辺は大変だと思いますが、大きなアドバランを上げたわけですから、きちんとやってもらおうという決意だけでもしてもらわないと、会議の意味合いがないと思いますので、よろしくお願いします。

○金子会長 ただいまのご意見に対して、事務局はいかがですか。

○事務局（有塚子ども企画課長） ご利用されている児童の皆さんが放課後の時間を楽しく安全に、かつ快適に過ごしていけるというのはすごく大切なことだと思います。現在はさまざまな制約等がございますけれども、まずは、そういった居場所を確保する中で、今後に向けてそういった部分も含めて考えていきたいと思っています。

○柴田委員 委員の柴田でございます。

今、平野（博）委員からも出されていたことは、私も全くそのとおりでと思います。私はこの会議の席上で繰り返し言ったと思うのですが、児童会館の施策が市民のニーズに応える形であるならば、出生率をもっともっと上がっているのです。それにもかかわらず、旧態依然のこの施策しか出てこないというところはすごく悲しい感じがいたします。

先ほど、居場所とおっしゃいましたけれども、これは、単に居場所ではなくて、子どもが一定の安全・安心で安定した居場所ということでなければ、子どもの心の平安は得られないわけで、きょうは図書館、あしたはどこというジブシーのような感じで居場所を求めて歩くような感じであれば、4年、5年、6年となったときに、もう行きたくないということになります。

民間の学童保育がなく児童館に通わせているシングルのお母さんに聞いたところ、もう疲れ果てたと言うのです。子どもに児童館へ行ってもらいたい、お願いだから行ってちょうだいと。そして、3年生までは何とか行かせたけれども、4年生以上になったら、頑として行かないと言う。「行け」「行かない」ということで疲れて、子どもは1人でよかったわという実感なのです。それを見ていて、若い人たちが喜んで子どもが通う場所があるか、あったとしてもそれは高いと。そんな思いまでして産まないということにもなって

いく、その結果が現状の出生率ではないかと思えます。

前にも、例を挙げて、出生率が上がっているところはそれなりの施策をしているということも言っていたのですが、全然変わらなくて悲しいです。

○金子会長 特に回答は要らないですか。ご感想ということによろしいですか。

○柴田委員 行政の方にお伺いしたいですけれども、子どもが行きたいミニ児童会館、児童会館にするために、これからどのようなことをされようとしているのか、もしあったらお伺いしたいなと思えます。

○金子会長 数年前に児童会館の調査をしたのです。その目的は、古くなったものを順次立て直さないといけないという、いわば施設面からの調査なのです。そのときに、利用状況を全部調べましたら、使われていないところはかなり出てくるわけです。予算的に限られていますから、使われていないところは、市民のニーズに合っていないということで、それは建てかえなくてもいいのかという話になりかねないのです。使われているところはもっとやれというのはよくわかるのですが、使われていないところはどうするのかという話をあわせてやらないと、この手の議論は堂々めぐりになるような気がします。

もう一つは、確認ですが、表の見方で言うと、札幌市は、少子化と言いながら、毎年1万4,000人が生まれているわけです。ですから、小学生ですと各学年にほぼ1万4,000人ずついるわけです。これは、全体のところで1万四千何百人と出てきているのでよくわかるわけですが、中身をよく見てみると、低学年と高学年も若干のずれがあるということも実態としてあるのですが、先ほどの平野（博）委員のお話で言うと、逓減率がこういうような試算では問題ではないかということです。例えば、1年生のときの4,303人というのは、全体の1万4,285人中で4,300人ぐらいが登録するという位置づけでよろしいのでしょうか。

○事務局（有塚子ども企画課長） そういうことでございます。

○金子会長 つまり、これぐらいは入るだろう、これが登録数だろうということですね。しかし、実際の利用はこれより1桁少ないような気がするのです。実際の利用というか、毎日の利用状況はもっと少ないわけですね。何十人というところはたくさんあるわけです。それで、またずっと見ていると、5年生になったら登録自体が非常に少なく、1万4,000人中で790人しかしていないわけでしょう。これは、そういう見込みいであると理解できるわけですね。5年生の793人という数字の読み方です。

○事務局（有塚子ども企画課長） これについては、全体が1万4,285人で、低学年と高学年が分かれていますけれども、1万4,285人というのは利用したいという意向の方でして、1年生については実際の意向調査の部分、2年生以降は実際の学年進行によって逓減されてくる率を掛けた数でございます。今、1年生から3年生までを足した数、それから、4年生から6年生までを足した数が低学年、高学年に当たるという数字でございます。

○金子会長 もう一回確認しますと、そうすると、5年生の793人というのは、高学年

の2, 861人の中の793人というイメージですか。

○事務局（有塚子ども企画課長） 2, 861人の中身は、4年生の1, 572人と……。

これは、6年生の登録数が入っていないのですけれども、4年生、5年生、6年生を足した数が高学年の2, 861人になるということです。表としては、6年生は載せていないので、ここが出てきません。

○金子会長 この件について、ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○柴田委員 今、金子会長がおっしゃられていた児童会館のところ戻らせていただきますが、問題の視点がちょっと違うと思います。先ほど、平野（博）委員もおっしゃられていたように、児童会館の目的は、一番最初は留守家庭児童のためにあったのではないのです。今、もう一度、児童会館の目的は何なのかという確かめだと思いますし、私も、そういう観点に立ってからで、使われていない施設で利用価値が少ないからそれを有効に利用しなければならぬというお考えはわかりますが、現実問題として、使われていないところに遠くから引っ張ってきてそこに入れ込むということではございませんね。確認です。

○金子会長 そういうことを言ったわけではなくて、実態としていろいろな利用状況があり、そういう調査はしたということです。

○山田委員 一言、意見を言わせていただきたいと思います。

今回は、ニーズ量に対する供給量のマッチングというお話なので、質の問題がクローズアップされていないと思うのですが、私の小2の娘も、去年まで民間児童育成会に登録していて、ことし、ミニ児童会館に登録させていただいているのですが、やはり、相当の違いを感じていまして、民間は小規模なので子どもの好奇心や個々のニーズに合ったような対応ができるところもあるのですが、ミニ児童会館は、人数も多くて、集団規模が大きいのと、児童がいろいろな取り組みをして主体的に参加するというより、その場にあるおもちゃで遊ぶというか、何となく時間を潰しているような感覚を覚えるところがあります。

私ごとですが、娘のいとこが東京の目黒区に住んでいまして、公共のミニ児童会館に通っているようなのですけれども、そこでは、保護者の方なのかもしれませんが、講師を招いて、いろいろな体験型の工作教室をやってみたり、子どもがいろいろな学びができるような、勉強という意味では全くなくて、いろいろな体験ができるような取り組みをしております、割と高学年まで楽しく通っていたという話を聞きました。

これは、聞きかじった話で、詳しく調査したわけでも何でもないのですけれども、今、ニーズ量のマッチングの話がクローズアップされていますが、新制度は質もよくしていくというスローガンでやっていっていますし、当然、市民もそういう期待を持って見えていますので、今後はミニ児童会館や児童会館においても、地域の力を生かしながら体験型のいろいろな学びができるような取り組みをしていただけると子どもたちにも親にも大変ありがたいと思います。

○下村委員 主任児童委員をしております下村と申します。

児童会館には子育てサロンや常設サロンで日ごろ非常にお世話になっております。ミニ

児童会館は、保護者のニーズが大変高いです。うちは最後にできたのですけれども、ぜひつくってくれという要望でようやくできました。

小学校1校に当たり1施設のミニ児ができて、保護者の方はほっとされております。

それから、児童会館で何をやっているかといいますと、私たちの地区では3世代交流カルタ大会があります。カルタの指導や餅つきをやったり、児童会館にはリーダーがいるのです。リーダーたちが読み聞かせをやったり、いろいろなイベントをやったり、また、子ども祭りでは迷路作成などいろいろやっているのですね。地区の子ども会と見事にセッティングしまして、いろいろな活動をやっております。

それから、児童会館からは、不登校とか、子どもの様子がおかしいとか、帰りに真っすぐ帰らないとか、子どもの様子の報告を逐次受けるのです。ですから、私たちにとっては非常に重要な存在になっております。

○金子会長 ありがとうございます。

児童会館、ミニ児童会館については、今後とも、質的な面も含めてニーズに合わせるような形でお願いすることになると思います。

○山田委員 保育の関係で幾つか質問がございます。

簡単なところからですが、資料1の3ページ目の保育利用者支援に関する事業は、保育コーディネーターのことだと思うのですが、平成31年に新たに設置する予定の公立施設とは何になるのでしょうか。

○事務局（竹内子育て支援課長） 子育て支援課長の竹内と申します。

今のご質問について私からお答えしたいと思います。

私どもが設置している施設で、保育園と子育て支援をあわせ持つ施設として各区に保育子育て支援センターの整備を現在進めておりまして、今年度は南区に準備を進めておりまして、来年4月には8区で開設ということで予定してございます。

そして、今のご質問にありました平成31年度というのは、これから8区ですから、残りは中央区と厚別が未設置ということになりまして、31年度につきましては、厚別区に開設すべく、現在、準備を進めているということで、そこに数を入れさせていただいております。

○山田委員 ありがとうございます。

その他の点で質問をさせていただきたいと思います。

今回、出されているニーズと供給量のマッチングですが、毎年、推定計算とそごが生じてくるようなことがあるかと思っておりますので、その見直しはどのように行っていくかというところが1点目です。

2点目は、小規模保育所についてはA型を基準として募集していくということではあるのですが、今、保育士不足が非常に深刻だと聞いております。やはり、A型ですと全員が保育士の有資格者になります。今後、計画どおりにA型の募集がきちんとあるのかどうかというところが心配です。現在の応募状況やその辺の見直しはどのようになっているかが

わかりましたら教えていただければと思います。

3点目は、資料4の確認の案についてです。

これは、認定定員や利用実績にほぼ近い人数で現実的な数字なのかなと思って拝見させていただいたのですが、中には、白石区菊水のすずらん保育園は、認可定員が110名、利用実績は120名のところが140名になっております。また、手稲区の宮の沢さくら保育園は、利用定員が90名、利用実績が79名のところ、今回の案では120名となっていて、20%を超えるような定員増になってくるのかなと思いますので、そのあたりは大丈夫なのかという心配がありましたので、お答えいただければと思います。

○事務局（竹村新制度担当課長） まず、1点目の計画の見直しについて、私からお答えしたいと思います。

人口推計の際にもお話をさせていただきましたが、5年計画でございますので、実態と人口推計が合わないということも当然想定されるかと思えます。あくまでも中間年度でございますけれども、この計画を見直すようにということで私どもは義務づけられております。したがって、当然、義務づけられている見直しは行いますが、さらに供給する側、施設の皆様方のご意向も毎年度確認するというふうに国から言われております。したがって、来年度以降につきましても、事業者を対象とした意向調査も行いまして、毎年度、そういったものを踏まえて供給していくことになろうかと思えます。

1点目は私からでございます。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） 2点目と3点目については、私からご説明いたします。

まず、小規模のA型の募集は大丈夫かというお話だと思います。

今年度も、A型の募集をいたしまして、これからも追加で募集をするのですが、実績といたしましては、3件が今年度の当初予算ということで決まっております。これにつきましては、3件の募集について五、六件の応募があったと聞いておりますので、募集の傾向としては比較的集まりやすいのかなという印象を受けてございます。

3点目の白石区の菊水すずらん保育園とか、手稲区の保育園につきまして、かなり利用定員が多いのではないかとこのところでございます。まさしくご指摘のとおり、実は、ご指摘いただいた二つの園については、今年度に増改築を行いまして、それに伴って定員がふえるということでございますので、もちろん基準は満たした上で施設整備を行っているということでございます。

○秦委員 小規模保育事業の件にかぶせてですけれども、3歳を超えたときにその行き場として受け入れ先を確保されているのかというのが1点目です。

もう1点は、区間調整は、原則、私も反対ではないのですが、ちゃんと利用者のニーズに合った調整がなされるのかどうか。最終的にニーズ量と供給量が一致しているのだけでも、それでも待機が出るのは、結局、市民の皆様がわけありでそこへなかなか行きたがらないということで、結果、その責任は市民だという方向に行ってしまうとまずいなと思

います。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） まず、小規模保育、3歳になったらということで、これは新制度になりましたら、基本的には3歳以降の受け皿についてしっかりと連携施設を見つけなさいというのが条件になっております。

ただ、現実的には、小規模を直接見つけてくるというのが原則になってございますが、その受け皿を即見つけてこられるかどうかという問題がございます。ですから、新制度が始まって、当初の5年間につきましては、経過措置を設けて、そこら辺の準備をすとか、その経過期間中は札幌市がきちんと支援の体制を整えなさいというような条件がついてございますので、そこら辺は私どももしっかりと考えてまいりたいと思います。

それから、区間調整でございます。

実際問題、隣の区で余っていて、隣が足りないのをそこに埋めるということを考えてございます。そこは、隣接する区で、例えば北区と東区であれば創成川を挟んで、その近くであれば容易に通える、あるいは、幼稚園であれば園バスをもってかなり広範に児童の受け入れを行っているという実態がございますので、これを反映したものであります。

ただ、現実問題として、局所的に区間調整が難しいという場所もあるかと思います。ですから、現実でそこで待機が発生するということになれば、新たな施設の設置等の可能性ももちろん考えていかなければならないと思っております。

○山田委員 先ほどの質問に関連して一つだけ意見を言わせていただきたいと思っております。

保育士の確保の点ですが、これは、札幌市だけの問題ではなくて、国の予算の問題だと思うのですけれども、保育士の待遇改善が進まなければ保育士の確保は非常に難しいと考えております。

国では保育士が足りないのを準保育士ですとか、子育て支援員を認定してそれで賄おうという案があるようにも聞いているのですが、それでは逆の方向に進んでいると感じます。学校の先生を教員資格がなくてもいいようにしようと言え、こぞって反対があるはずで、保育園に子どもを預けている親としては、保育士の専門性は非常に高いと感じています。最低限の資格として、質を確保する担保としての保育資格ですので、これは待遇改善をして、潜在的な保育資格を持っていらっしゃる方がもっとお仕事をできるようにしていくべきではないかと思っております。札幌市も、政令指定都市として、国に対して待遇改善の措置をきちんと講じるように働きかけをしていただきたいと思います。

私の保育園でも、中堅の保育士が、子育てとの両立ができずにやめていかれるケースを非常に多く目にします。やりがいを持っていらっしゃるけれども、代休もとれない、そして、休憩もとれない長時間労働で給料も安いとなれば、やりがいではなかなか続けていけないと思ったもので、ぜひ、中堅の方が続けていけるような待遇に改善していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○品川委員 保育士確保について、養成校の現実ですけれども、保育士になりたい、幼稚

園教員になりたいという若い人たちは、ことしの進学希望調査でも女子で第4位です。昨年は第2位だったと思います。しかし、養成校に入学してくるときにまず第1段階で少なくなっていく。なぜ少なくなるかという、親御さんが反対します。それから、高校の先生が反対します。反対というのは、保育士は大変でお給料が低く、処遇もよくないので大変だからとどちらもおっしゃるらしく、優秀な学生はそれ以外に流れていくような現状があります。

もう一つは、卒業する段階のことです。幼稚園の場合は正職員での就職が大半ですが、保育所の場合、北海道は特に臨時採用が多いです。保育士不足が北海道より多くなってきている東京都では、今、正職員が非常に多くなってきていて、正職でなければ確保できないという状況にだんだんたまってきつつあって、養成校でも正職のところしか紹介しませんということを経験している養成校では聞いております。

ただ、北海道はそうではなくて、保育士になりたいのだったら、臨職からでも頑張ってもやれば正職の道が広がるから頑張ろうと励まされなければいけないような状況です。現場の保育所も厳しいということを経験していますが、ぜひそのあたりを、現場サイドだけではなくて、山田委員がおっしゃったように、国あるいは自治体でその辺のところを考慮して、ぜひ質のよい保育士を確保していただくと、私たちも養成できたらというふうに思います。

○金子会長 どうもありがとうございました。

全く同感でございます。少子高齢化と言いますが、高齢化でも専門スタッフの条件の悪さは周知のことです。いずれにしても、これからは、地方消滅ではありませんが、少子化と高齢化が同時に進行していく中で、こういう専門家がちゃんと処遇されないと、消滅の度合いがますます速くなるという危惧を覚えるところでございます。山田委員がおっしゃったように、政令指定都市として、こういう問題については国に大きな声で問題点を指摘し続けていただきたいというお願いを私も持っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間の関係もございまして、次の議事（3）の教育標準時間認定を受けた子ども（1号認定子ども）の利用者負担額（案）の公表について、これはご報告でございます。あわせて、議事（4）保育の必要性の認定事由ごとの保育必要量の認定区分等について（報告）のあわせて二つをお願いいたします。

○事務局（花田施設運営課長） 資料5になります。

施設運営課長の花田でございます。

私から、子ども・子育て支援新制度における教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担、いわゆる幼稚園の保育料になりますけれども、これについてご報告を申し上げます。

まず、概要でございます。

平成27年4月から開始予定の子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園の利用者負担につきましては、これまで各幼稚園が独自に設定していた保育料から保護者の所得に応

じた保育料、応能負担に変わることとなります。

この保育料は、国が定める基準額を限度といたしまして、実施主体である市町村が定めることとなっております。本年5月26日に国の基準案が示されたところでございますけれども、最終的には平成27年度の国家予算編成後に決定するということになってございます。

したがって、札幌市の具体的な保育料の額につきましても、平成27年度予算編成を経た上で、平成27年の3月ごろとなりますけれども、国の政令交付後に規則で定めることを予定しております。

ここで、問題が2点ほどございまして、1点目が国の基準案が私立幼稚園保育料の全国の平均で設定しておりまして、これをそのまま札幌市に適用いたしますと、現在の札幌市の幼稚園の保育料の平均額より高くなってしまって、利用者の負担額がふえることとなります。

もう1点は、決定時期の問題でございまして、保護者にとって幼稚園の保育料は園を選択する際の重要な要素になってございますので、10月から園児募集を間近に控えておりますので、札幌市の保育料の額がまだ示されないということで、保護者も事業者も非常に不安と危惧を抱いている状況でございます。

これらの状況から、新制度への移行についてそれぞれ事業者が検討する期間や保護者への周知期間を考慮して、札幌市の幼稚園保育料の案を9月1日に公表させていただいたところでございます。

それでは、1番目の保育料軽減の必要性についてでございます。

子ども・子育て支援法におきましては、札幌市は新制度の実施主体として良質かつ適切な教育・保育・子育て支援の総合的かつ効率的な提供体制を確保する役割を担ってございます。新制度への移行を円滑に進めていく必要がございます。

もう1点は、保護者の就労状況にかかわらず、全ての子ども・子育て家庭を支援する新制度のもとでは、保育所入所者との均衡も図る必要があると考えてございます。

さらに、国基準案を適用すると、新制度に移行する幼稚園の保育料が現行よりも高くなってしまい、子育てにかかる経済的な負担が増加してしまうということも配慮する必要があります。

これらのことを考えあわせまして、札幌市の幼稚園保育料の設定に当たりましては、国基準に対して軽減を図る必要があると考えたところでございます。

二つ目の保育料軽減に当たっての基本的な考え方でございますが、同じ新制度に移行することとなる幼稚園の利用者に対しまして、保育所保育料との均衡や幼稚園児と保育園児の利用時間の違いによる負担の均衡、さらには、現行の私立幼稚園保育料との均衡も勘案いたしまして、札幌市の幼稚園保育料を決定することにいたしました。

具体的な金額につきましては、裏側のページの3番となります。

3番の表の一番右側の枠が国の基準額となりますが、階層によって、0円から2万5,

700円になってございます。

これに対しまして、網かけの部分になります。札幌市の案につきましては、0円から1万9,900円と国の基準に対し軽減を図っているところでございます。

幼稚園保育料のご説明は以上でございます。

続きまして、資料の6番です。

保育の必要な事由ごとの保育必要量区分についてのご報告をさせていただきたいと思っております。

保育を必要とする理由ごとに保育の必要量を定めなければならないことになっておりますが、まず、保育の事由を①、②、③と大きく三つ分けさせていただいてございます。

まず、①でございます。

新制度では、就労、同居親族の介護、看護、就学の事由につきましては、保育標準時間認定の11時間と、保育短時間認定の8時間の利用が可能となりますけれども、こちらの2区分を設定することとなっております。

就労の場合には、前にもご説明させていただいたことがございますけれども、就労時間が1カ月当たり120時間以上である場合には保育標準時間認定、1カ月当たり120時間未満である場合には保育短時間認定とする原則が国で示されております。

したがって、札幌市においても、同様に就労、介護、看護、就学につきましては国と同様に120時間を境として、保育標準時間及び短時間の認定をすることといたしております。

②の妊娠・主催、災害復旧に従事する場合、それから、虐待・DVのおそれがある場合につきましては、一律に保育標準時間を認定することにされております。したがって、札幌市も同様でございます。

③の疾病・障がい、求職活動をしている場合、育児休業取得時の継続利用をする場合につきましては、市町村の判断によって保育標準時間認定または短時間認定の区分を設けても構わないし、設けずにどちらかに一律に認定しても構わないというような国の規定になっております。

そこで、札幌市といたしましては、いずれの事由につきましても、標準時間認定と短時間の区分を設ける状況や内容というのは非常に難しい事由であると判断いたしましたので、これら三つについては区分を設けずに一律に認定することとさせていただきます。

具体的には、疾病・障がいにつきましては、これは短時間の時間帯だというように判断するのは非常に難しいと考えておりますので、必要な場合には全て標準時間認定とさせていただきます。

求職活動につきましては、1日8時間の保育利用で必要な求職活動は可能と考えておりますので、こちらは短時間利用とさせていただきますと思っています。

育児休業取得時の継続利用につきましては、現在、上のお子さんが保育所に入所されていて、今度は新たに下のお子さんがお生まれになって育児休業に入られるときに上のお子

さんの保育所の継続利用が必要と判断された場合には、そのまま保育所をやめずに保育所入所の継続ができるという理由でございますけれども、こちらは、実際にお母様は保育に欠けているという状況ではございませんけれども、お子さんの環境が変化しないようにということに配慮した扱いですので、こちらは短時間の標準認定にする予定としております。

私からの報告は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

おわびですが、司会の不手際で、先ほど、議事の（１）（２）について皆様方の了解をとりそこねておりました。

基本的に、この原案で適当であるということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明は、報告ではございますが、お金の問題も含んでおりますし、何かご質問がございましたらお出してください。

○齋藤委員 委員の齋藤です。

議事（４）の表①の就学の部分について、一つ提案というか、意見があります。

就学に必要な時間が月１２０時間と区分されているのですが、就学に必要な時間イコール学校の時間割というふうには考えられないと思っています。

例えば、週１５時間の授業の設定であれば、３０時間は予習、復習に当てるので、計４５時間で設定していると、文科省の指導でもそうなっています。

実際に、学校施設の窓口へ時間割りを持っていき、授業時間のみで判断されているのが現状です。就学しているお母さんにお話を聞くと、学校自体が夏休みなどに入って授業が少なくなってしまうと、保育所へ預けられないというお話も聞いているので、就学している保護者の方へのヒアリングなどを実施するべきだと思います。

○事務局（花田施設運営課長） 今のお話ですが、夏休み、冬休みは就学時間が少ないので、そこで一旦退所しなければならないということは、少なくとも札幌市ではございません。

それから、予習、復習の時間については、お話がわかるのですが、予習、復習の時間がどれぐらいかというのは人それぞれなので、基準としては難しいかなと考えております。

○品川委員 先ほどの資料５の幼稚園の保育料案に関してお伺いしたいと思います。

札幌市の利用者負担額案は、国基準よりも低くなっていて、考慮されてこうなっていると思うのですが、例えば、園によっては、所得が高い家庭だと、今までの保育料より高くなってしまいうご家庭も出てくると思うのです。

そんなこともあってなのか、それ以外の理由もあってなのか、資料４の３ページに書いてある既存教育保育施設にかかるみなし確認案のところにあるのは、次年度、新たに施設型給付に移行しますという園ですね。今、合計してもこれぐらいという数になっています。そこで、資料３の全市のものを見ると、特定教育保育施設というのは、１号の場合、既存

の保育所と施設型給付の認可を受ける幼稚園を足しているということなのか。確認を受けない幼稚園というのは、移行しない幼稚園ということですね。それが次年度は2万272人あって、その翌年は1万4,951人で、その翌年は1万3,000人とだんだん減っていています。つまり、札幌市の推計としては、施設型給付にだんだん移っていくことを考えてこの表をおくつりになったと思うのです。現状の中で、このように施設型給付がだんだん多くなっていくだろうと思われる根拠について、これはこの後のビジョンにかかわることだと思うので、ぜひお尋ねしていきたいと思いました。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） これは、説明の中でも申し上げましたが、7月と9月に移行調査を実施しておりまして、それに基づいて積み上げていった数値でございます。

ですから、確認を受けない幼稚園がだんだん減っていつているように見えますが、その上の段の特定教育保育施設が逆にふえていつています。これは、旧制度のところから施設型給付に移っていつているという状況もあらわしているということです。

○品川委員 ですから、ふえていくと見なした根拠です。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） これは、意向調査の……

○品川委員 意向調査で、数年後には移行したいと考える園が、今は無理だけだとお答えになっているところが多いということですね。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） そうです。意向調査は5年間の希望をお伺いしております。

○品川委員 では、5年間のうちに移行していこうというところが多いのかという実態をお聞きしたかったのです。

○事務局（渡辺待機児童対策担当課長） そういう意向調査の積み上げでございます。

○事務局（花田施設運営課長） 前段でお話があったことについて、私からご説明させていただきます。

札幌市の幼稚園保育料の案につきましては、0円から1万9,900円と設定させていただいております。

現在の札幌市内の私立幼稚園の平均的な保育料が2万円を超えているので、一番高いところでも平均より低い金額の設定にはなっておりますけれども、もちろん、各幼稚園で設定しておりますので、こちらの金額よりも低い金額で保育料を設定している幼稚園ももちろんございます。その場合には、今既に幼稚園に入園されている方については、これまでの低い保育料を経過措置として適用できる、新しく入園される方はこちらの金額が適用になるという国の方向性が出ております。

○岡田委員 資料1の別紙1のゼロ歳児保育の量の見込みの修正についてです。

これは、私が感じたことですが、算出方法を国が示した後に見直したというところの数字が算出前と算出後では半分以下になっている数字の差の大きさにびっくりしております。

算出後の2, 420という数字でこの数がクリアになったときに、果たして本当にニーズを全部拾い切れているのかという心配があります。進めていくところどころでこれで本当に大丈夫かなということを確認していただければと思っています。

もう一つは、国の資料にも、当初の算定方法の中にも出てきている言葉ですけれども、育児休業制度があるにもかかわらずここが活用されていないという問題が文字として浮き上がってきていますので、ニーズと量のバランスのことだけではなくて、お子さんを持ちながら働いている親の就業先の問題も見えてくると思うのです。育児休業をちゃんととれるとか、実際に私たちがかかわっている若いお母さんたちの中では、育児休業をとって出産したけれども、預けられる見込みが全然立たず、途中で仕事するのを諦めてしまって退職されてしまう方が非常に多く感じています。そういう数もありますので、一概に2, 420はどうなのかなと思ったこともあるのですけれども、子どもの預け先のことだけではなくて、親が働く職場でのライフ・ワーク・バランスのこともこれまで会議の中で出ていきましたが、そちらも同時進行で、働く側の体制も考えていっていただけるように進めたいなと感じましたので、意見として言わせていただきました。

○山田委員 短時間保育の方の保育料について一つ質問があります。

具体的な例で、民間の児童育成会にお勤めの方から質問を受けたのですが、児童育成会では、120時間を少し下回ってしまうということで、短時間保育になってしまうそうです。もちろん、育成会によると思うのですが、学校帰りのお子さんを預かることになるので、時間は短くなってしまうということです。

ただし、毎日、学校から帰ったお子さんが、親御さんが迎えに来るまでですので、当然、6時、7時という時間になるわけですが、片や、保育所が8時間の短時間をどこで設定するかというと、保育所によると思うのですが、9時からの就業に間に合うようにと思って、8時ぐらいから4時というような設定の仕方、もしくは、9時から5時という形もあるかもしれないのですが、8時、4時となった場合には、午後から毎日必ず2時間ぐらひは延長しなければならないということになって、長時間標準時間保育の方の保育料よりも延長保育料を合わせると高くなってしまわないかという心配を持たれている方がいらっしゃいます。

確かに、児童育成会に限らずだと思うのですが、子育て支援を担っている方が、子どもの保育料が高くて預けられなくてやめるということになっては非常に残念ですので、このあたりはどのように対応を考えていらっしゃるのか、お答えを願えればと思います。

○事務局（花田施設運営課長） 短時間保育を利用されている方の延長保育料ということになります。確かに、それぞれの園で8時から5時の間で8時間を設定していただく、それも地域の実情等に応じて設定していただくこととしておりますので、その勤務時間の形態によっては時間外の保育が発生しますし、その頻度によっては標準時間の保育料を超える場合も確かに出てくると考えております。

ただ、先ほどの幼稚園の保育料と同じですが、現在、既に保育所に入所されている方に

つきましては、120時間未満の就労状況であっても、供給標準時間をそのまま適用できるという経過措置が設けられる予定となっております。

○金子会長 ほかにございせんか。

念のためにお尋ねしますが、資料5の幼稚園保育料とは別に、保育所保育料というものがございせんね。これは、現在も8段階ぐらいでしたか。こちらは、国の基準で言うと、10万5,000円ぐらいが上限で、あとは8段階か7段階でいろいろ自治体によって分かれています。そして、今のご報告の中では、保育所保育料との均衡と書いてあるので、どういうことを均衡というのか、保育所保育料と幼稚園保育料との違いみたいなものを説明していただきたいと思ひます。

○事務局（花田施設運営課長） 保育所保育料との均衡ということにつきまして、一つは保育所保育料も国の基準案に対して保護者の負担軽減を図るという目的で金額を軽減しているということが一つございせん。したがって、幼稚園の保育料についても、国基準額そのままではなくて、軽減を図る必要があるだろうということが1点です。

それから、先ほどご説明した中で、利用時間の違いによる均衡というお話をさせていただきました。幼稚園は、基本的に標準時間が4時間で、保育所は短時間は8時間、通常であれば11時間の利用です。これは、必ずしも利用時間がそのまま保育料に直接反映されるわけではございせん。運営に必要な経費の一部の負担をしていただくという考え方でございせん。

ただ、実際に利用者の視点で見た場合に、やはり、4時間の利用の方と11時間の利用の方の金額が逆転しているということになると、感情的にもご理解いただけないのではないかと考えております。ここには、同じ所得階層に見合ひます保育所保育料は出ておりませんけれども、保育所保育料から同額ないしは必ず下がるように金額の設定をさせていただいたということございせん。

それから、階層区分につきましては、保育所は、今、札幌市では12段階の階層に分かれていますけれども、幼稚園の保育料につきましては、この階層区分が現在の幼稚園の就園奨励費と言ひまして、一旦、幼稚園に保育料を納めていただいた後に年度末に払い戻し、バックされる制度がございせん。その所得階層の区分と一致させておりますので、これについては、いろいろな考え方があろうかと思ひますけれども、新制度に移る幼稚園、今までどおりの幼稚園、階層区分で見た場合には同じような設定にしておくほうが適当だろうと考えてこのようにさせていただきます。

○金子会長 どうもありがとうございました。

大変わかりやすいご説明をいただきました。

それでは、一応、議事（1）から（4）まで用意しましたが、特に全体としてご意見、ご質問がなければ終了したいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子会長 それでは、本日の議事はこれで終了いたします。

事務局に進行をお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（有塚子ども企画課長） 本日も、さまざまなご意見をいただきまして、ありがとうございました。

1点、お知らせがございます。

第5回の当会議におきましてご報告させていただいておりましたけれども、各種基準案に係る条例についてでございます。

当初は第2回定例審議会に提出予定をしておりましたが、第3回定例市議会に送らせていただくというお話をいたしました。

条例案につきましては、9月22日に開会されました第3回定例市議会に提案しております。今後、審議される予定でございますので、ここでご報告させていただきます。

それでは、これで本日の子ども・子育て会議を終了させていただきたいと思っております。

次回の会議につきましては、別途、メール等にて日程調整のご連絡を伺っておりますけれども、まだ全ての皆様から回答が返ってきておりませんので、後日、確定した日時を事務局より改めてご連絡させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上